

## 地上デジタル放送の普及と活用に関する提言・要望

地上デジタル放送へ完全移行する2011年7月に向けて、全ての国民が地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、下記のとおり国、放送事業者及びメーカー等の適切な対応を求める。

なお、国民は、少なくとも現在のアナログ放送で法制度上の放送区域や受信方式を問わず視聴している全ての放送が、デジタル完全移行後も引き続き視聴できる環境を求めており、国及び放送事業者は、それぞれの立場において、こうした国民の要求に応えるべく全力を尽くすべきである。とりわけ国及びNHKにおいては、放送普及に関しての極めて重大な責任を深く自覚し、特段の対応を行うよう強く要請する。

### 記

#### 1 放送事業者の中継局によるエリアカバーについて

##### ①「自力建設困難」な中継局の整備と「公的支援」について

地上放送のデジタル化は、少なくとも「アナログ時の放送エリア100%カバー」を可能な限り放送事業者の自助努力による中継局の整備で行うことが原則であり、放送事業者への公的支援の検討に当たっては、その財源が国民の税金であることや全て自力建設で行おうとしている事業者との公平を失しないこと等に鑑み、「自力建設困難」であることが経営状況や投資効率等の観点から真にやむを得ない理由によるものか厳密な審査を行うこと。

そのうえで従来の公的支援措置である融資や税制上の優遇措置を活用してもなお「自力建設困難」と認められる場合には、国の責任に基づく放送事業者に対する新たな公的支援措置も必要であること。この場合、地方自治体の負担は是認できないこと。

##### ②ロードマップについて

これまでのロードマップの作成・公表に引き続き、市町村毎のロードマップについても情報提供すること。また、「共聴／ケーブル」とされた地域についてもあくまで放送エリア内であって、受信確保については放送事業者に責務のあることを認識して取り組むこと。

##### ③アナログ停波の時期について

アナログ停波の時期に関しては、2011年7月の法期限前から地域を区切って段階的に行うことに関する議論もある。しかし、円滑にアナログ停波するには、ロードマップに基づく放送事業者による中継局整備が完了するだけでなく、電波カバーエリア外となる地域における代替手段による受信確保や、各家庭での受信機の普及状況も含めた送受信環境全般が十分に整うことが前提である。

よって、エリア外対策に必要な期間を考慮するとともに、受信機購入等に関する視聴者の混乱を避けるためにも、現在周知広報している2011年7月の法期限より前に停波しないこと。

なお、この停波の時期については、認知度が未だ低いことから更に周知を図ること。

## 2 放送事業者の中継局による電波カバーエリア外の対策について

### ① 要対策エリアの特定等と情報提供について

ロードマップにおけるアナログ100%エリアにかかわらず、視聴者が少なくとも現在視聴している放送はデジタル完全移行後も引き続き視聴できる環境の実現を前提に、電波カバーエリア外における受信対策が必要な区域の状況を早急に明らかにする必要がある。

については、各放送事業者が示す市町村別ロードマップと各総合通信局が行っている共聴施設の実態調査を有機的に結合してわかりやすいマップを作成することなどにより、市町村別にデジタル完全移行時における要対策エリアと既存共聴施設受信点での電波受信の可否などの関連情報を早急に明らかにしたうえで、国と放送事業者の責任において地元自治体や住民に詳細な情報提供を行うこと。

### ② 対策手法の明確化等について

中継局の電波カバーエリア外の対策手法については、従来からの共聴施設やCATV以外にもギャップフィラー、IP、衛星など新たな手法が検討されている。

電波カバーエリア外対策は、2011年の完全デジタル化までの限られた期間でアナログ放送エリア100%カバーを実現して終了することが前提であり、遅くとも来年度には、全国的に対策に着手したうえで、実現性を持ったスケジュールに従って計画的に進める必要がある。

については、次の事項について早急に明らかにすること。

ア 地形、世帯分布、既存インフラ、放送電波の状況などから地域類型を設定し、各類型に適した具体的対策手法を明示すること。

イ 各対策手法について、技術的指針、概算費用、役割分担、制度的課題を整理すること。（役割分担には、国の財政的支援措置も含む）

### ③ 想定される個別対策手法について

（共聴施設）

新設を含めた辺地共聴のデジタル化は、電波カバーエリア外における主要かつ最低限のコストによる受信確保手段であることを念頭に、過疎化・高齢化に伴う共同受信組合の構成世帯数の減少等にも配慮し、地域住民の負担が電波エリア内の住民負担に比べて過重とならないよう、国の責任において必要な公的支援を行うこと。

NHKは、放送法に基づきあまねく受信確保義務を課されている特殊法人であり、これまで辺地共聴整備（いわゆる「NHK共聴」）に果たしてきた役割を前提に、デジタル化に関しても責任を果たすこと。

（ギャップフィラー）

いわゆるギャップフィラーは、屋外での受信も可能な無線による辺地共聴としても有効な手法と考えられることから無線免許や運用のあり方（管理運用主体、費用分担等）を早急に整理すること。その際には、光ファイバー（既存及び新設）と組み合わせた広域的な活用のあり方についても考慮すること。併せて、簡易中継局として放送事業者が主体的に取り組むことについても十分に考慮すること。

（CATV）

地上デジタル放送の受信確保と同時に地域情報化を進める手段として有効であるが、多額の投資が必要であるため、民間事業者取り組みだけでは電波カバーエリア

外のような条件不利地域への新たな展開は困難であり、地元市町村の関与が必要となる。

このため、条件不利地域の市町村がCATVによって受信対策を推進しようとする場合には、2011年までの短い期間での対応も考慮し、国において特段の支援措置を講ずること。

#### (IP)

IPについては、テレビ放送のデバインド地域はほとんどの場合ブロードバンドサービスのデバインド地域でもあるため、全国レベルで電波カバーエリア外における主要な対策になることは考えにくい。地域によっては、この際、公的に加入者系を含む光インフラを整備し、放送とブロードバンドのデバインドを併せて解消しようとする地域情報化推進策となることも想定され、このような場合には有効な手段になることが期待できる。

このため、条件不利地域の自治体が、IPによって放送とブロードバンドのデバインドを一挙に解決するための光インフラの整備を行おうとする場合には、CATVと同様に特段の支援措置を講ずること。

なお、都市部におけるIP伝送は利用環境も整っており、視聴者の選択肢を広げる観点から積極的に推進すること。

#### (衛星)

衛星については、コンテンツ内容も含めたサービス内容が限定的になることが想定されることから、仮に適用する場合でも、対象地域はできるだけ限定的に、かつ、本来のサービスが提供できるまでの暫定措置とすること。

また、他の補完措置方策が取り得ない場合の最終的な対応という点を考慮し、新たな住民負担が生じないよう全て国の責任において対応すること。

#### ④ 広範囲で電波エリア外となることが見込まれる地域における行動計画の作成等

広範囲で電波エリア外となることが見込まれる地域において、円滑なデジタル移行を実現するには、その地域の受信対策についての対応手法やスケジュール等に関する行動計画が必要であり、この計画策定の進め方・あり方について国において早急に整理を行うこと。

この計画策定の役割は、本来、国や放送事業者が担うべきであるが、

- ・ 2010年までの限られた期間で対応が必要であること
- ・ 一定の住民負担が伴ううえ、複数の選択肢があり得ること

等を考慮すると、実際には地域の実情に精通した地元地方自治体が中心的な役割を担うことも想定される。このような場合、地方自治体では対策のための知識・経験が十分とはいえず、対応が困難と予想される。

よって、地方自治体を中心になって電波エリア外における受信確保のための行動計画を策定しようとする場合の専門家によるサポート体制を、国や放送事業者の責任で、都道府県ごとに整備すること。

また、計画に基づく受信対策の円滑な推進のため、国は必要な財政措置を講ずること。

### 3 区域外受信について

少数チャンネル地域や都道府県境地域などでは、現在のアナログ放送においてもC

A T Vや共聴施設などによって区域外の放送を受信しており、これら地域の住民にとっては、現在視聴している放送局の番組が完全デジタル化以降も引き続き視聴できることは最低限の条件であるため、放送事業者においては手段によらず引き続き区域外受信について同意すること。

なお、少数チャンネル地域においては、視聴者が幅広い番組の受信を可能とするため、I Pなどあらゆる伝送手段の活用を検討すること。

また、現在のアナログ放送では、県境地域の辺地共聴等で、放送区域外からのいわゆる漏れ電波以外に受信を確保する手段がない地域が存在しており、当該区域外放送事業者は、このような地域においてデジタル放送への移行後もアナログ時と同様の受信が可能となるよう配慮すること。

#### 4 周知広報の充実

本年末には全国で放送開始となることに伴い、地上デジタル放送に関する住民からの各種相談・苦情は飛躍的に増大することが予想されることから、住民からの個別・具体的な相談等にもきめ細かく答えることが可能となるよう総合受付窓口や個別相談への対応体制などを充実すること。

#### 5 公共的利活用の推進

地上デジタル放送の公共分野における利活用促進のための実証実験を更に拡充し、成果について早急に情報提供を行うとともに、地方自治体の判断や創意工夫を最大限生かせる形で、地方自治体の先進的な取り組みへの支援を行うこと。

#### 6 受信端末の普及について

受信端末の速やかな普及のため、各関係者により2011年のデジタル全面移行についての周知活動を消費者の知識不足につけこもうとする悪徳商法防止の観点も併せて進めるとともに、メーカーにおいては、特に低所得者等に対して過重な負担とならないような低廉かつ多様な製品開発に力を入れること。

また、コピーワンスに関する厳格すぎる制限など普及のネックとなる問題については早急に解消すること。

なお、アナログ停波に伴い、デジタル放送非対応の受像機、録画機械等が大量に廃棄される懸念がある。

については、デジタル放送非対応の受像機等もデジタルチューナーの取付けにより引き続き使用可能であることを十分に周知するとともに、一般廃棄物処理の責任を負う市町村の過重な負担や大量の不法投棄の発生を生じさせないよう、関係省庁と密接な連携のものに、あらかじめ入念な事前準備を行うこと。